

フェナザキンに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見 1】</b></p> <p>はじめてパブリックコメントをさせていただく。フェナザキンの作物残留基準値設定において、暴露評価対象を親化合物フェナザキンと代謝物 M12 としている。このうち M12 については毒性情報が無く、また脂溶性についての情報も無いとのこと。これらのことは、食安委による評価（二回あるようで）と作物残留基準値設定（今回を含めこちら二回だろうか）に関する議事録で確認した。どうにもよく分からないのだが、毒性等が不明な物質が作物に残留することが明らかであるのに、なぜ作物残留基準値を設定できるのだろうか？代謝物 M12 の毒性が明らかでないまま、作物残留基準値が設定されようとしていることは安全の観点から大変おかしなこととを感じる。親化合物と M12 は化学的に別の物質である。これに加えて食安委の議事録には「M12（二量体らしいが）が親化合物に戻るとは考えにくい」との見方が示されていた。私は高校化学・生物までの知識だが、これらを総合すると、口から体に取り込んだ M12 が親化合物に戻ることは無いので、『ヒトへの影響において、親化合物と代謝物 M12 は別のもの』という結論に至ると思う。そこで問題となるのが毒性と脂溶性の程度である。代謝物 M12 の毒性と脂溶性が親化合物と似ているのなら、規制対象の決定における「親化合物と比較して低い残留濃度であることから、規制対象はフェナザキンのみとする」との判断は、ある程度の合理性をもつであろう。しかし、毒性も不明、脂溶性も不明となれば、作物への残留が少ないから規制対象としないとの結論は浅薄過ぎないだろうか？高校化学的に、代謝物 M12 の脂溶性は親化合物よりも高く不思議はない。体内動態も不明となれば、単なる毒性影響だけでなく脂肪への蓄積、生物濃縮も懸念される。作物残留試験の結果をみると、親化合物と M12 の比が 10 : 1 程度のケースは珍しくなく、中には 5 : 2 といった結果もあった。この程度の差をもって、M12 を規制対象から外すことは妥当なのだろうか？類似性が乏しい物質であっても</p>	<p><b>【回答 1】</b></p> <p>基準値設定の対象物質である規制対象物質については、分析法の実行可能性を考慮して可能な限り単一の化合物とする、農薬の適正使用の確認に最も適した化合物を選定する等の考え方にに基づき、決定することとしています。</p> <p>一方、暴露評価対象物質は、人への健康への悪影響がないことを確認するための残留物の定義であり、植物における代謝物の生成状況や対象農薬及び代謝物の毒性等を総合的に判断し、食事由来で代謝物を摂取したときに毒性学的な懸念が生じるかどうかを判断とする代謝物や分解物を含めることとしており、規制対象物質と必ずしも同じになるとは限りません。</p> <p>本剤については、作物残留試験において、多くの作物で代謝物の残留濃度がフェナザキンと比較して十分低く、フェナザキンの残留濃度により農薬の適正使用の確認を行うことができることから、規制対象物質をフェナザキンのみとしております。一方で、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価において、代謝物 M12 の毒性情報は不明とされていることなどから、代謝物 M12 も暴露評価対象物質に含め、安全性の評価を行っています。</p> <p>規制対象物質及び暴露評価対象物質の決定の考え方等の詳細については、令和元年 7 月 30 日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf</a></p> <p>なお、残留基準の設定に関する審議過程の資料については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。          （農薬・動物用医薬品部会の資料）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000846">https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000846</a></p>

	<p>x : y 程度までであれば規制対象から外してもよいといった基準があるのなら教えてほしい。今回私が確認したのは、本邦における食品健康影響評価と作物残留基準値設定の議事録や決定だけである。見落としている重要な情報があるかも知れないし、外国語が不得手であるため海外の情報を確認できていない。一人の消費者として不安で仕方がない。M12 の毒性懸念が無いとの情報をどうか示してほしい。最後になるが、もう一つお願いがある。今回調べている中で、作物残留における暴露評価対象という概念の存在意義が最後まで理解できなかった。</p> <p>暴露評価対象とはするが規制対象とはしない、といったケースが存在することの理由や妥当性について、わかりやすい説明をお願いします。</p>	<p><a href="#">357.pdf</a>  (農薬・動物用医薬品部会の議事録)  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000855784.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000855784.pdf</a>  (食品健康影響評価)  <a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20210209017">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20210209017</a></p>
2	<p><b>【意見2】</b></p> <p>この度のフェナザキンに関する作物残留基準値(以下MRL)設定では、フェナザキンと代謝物M12(以下、二量体)を暴露評価対象物質としている。食品安全委員会(以下、食安委)の食品健康影響評価においても同様に、農産物中の暴露評価対象物質をフェナザキン及び二量体としている。二量体は植物代謝試験と作物残留試験のみで検出され、また植物代謝試験において10%TRR以上を占めたケースがあることから暴露評価対象とされている。この考えは原則にそったものであり、それ自体は妥当と考える。しかしながら以下に述べる通り、二量体を暴露評価対象とした判断には考慮すべき事項が抜け落ちており、適切でないと考える。Joint FAO/WHO Meeting on Pesticide Residues(以下、JMPR)におけるフェナザキンのADI、ARfD及びMRLの評価(2017年)では、二量体の存在を認識した上で、毒性面での懸念が無いとのことから二量体を暴露評価対象としないことが結論されている。JMPRは国際的なリスク評価機関であり、その結論はCodexのMRL設定に利用されることは言うまでもない。国際調和の観点から考えると、JMPRの評価結果を尊重し、特段の事情が無い限りこれを支持するのが国際社会における日本国の責務である。前出のJMPRによるフェナザキンの評価結果は2017年に公表されてい</p>	<p><b>【回答2】</b></p> <p>JMPRの評価についてはあくまでも勧告であり、各国規制当局においては、当該国におけるリスク評価機関の評価も踏まえて、残留基準の設定を行っています。</p> <p>厚生労働省では、本剤のようにJMPRと内閣府食品安全委員会で評価が異なる場合には、国民の健康に悪影響が生じないよう、安全側に立って暴露評価対象物質を決定しています。ただし、フェナザキンの二量体である代謝物M12が開裂しフェナザキン二分子に戻る可能性は低いこと、代謝物M12の毒性はフェナザキンより弱いと推定されることから、過度に安全側に立つことがないよう、代謝物M12の毒性はフェナザキンと同程度と仮定して、フェナザキンに対する代謝物M12の換算係数を0.5(=フェナザキンの分子量/代謝物M12の分子量)と設定し、暴露評価を行っています。</p> <p>また、食品健康影響評価に関する御指摘については、内閣府食品安全委員会に情報を共有させていただきます。</p> <p>なお、残留基準の設定に関する審議過程の資料については、【回答1】を御覧ください。</p>

る。この時期は、食安委に対する一回目の食品健康影響評価の要請（2015年11月16日）と二回目の同要請（2021年2月9日）の間にあたるので、二回目の食品健康影響評価とそれ以降のMRL設定に関わる審議では、JMPRの評価を適切に取り扱う必要があった。

（一回目の食品健康影響評価でJMPRの評価を扱えなかったことは時期的に当然と考える。）ところが、食安委の二回目の評価プロセスを確認すると、要請事項説明においてJMPRの評価があることに触れておきながら、その後の審議においてJMPRの評価について一切触れることなく評価を決定している。本来であれば、二量体を含むフェナザキンのJMPRによる評価結果を議論に組み込む必要があるが、それをしなかったという事である。同様に、この度のMRL設定の過程においても、JMPRの二量体に対する判断は顧みられていない。（JMPRによりADIとARfDが決定され、これを受けた国際基準が設定されていることへの言及があること、またJMPRが使用した作物残留試験データを今回のMRL設定でも使用していることは存じ上げている。）無論、JMPRの評価は絶対的な地位にはない。科学的に妥当な根拠があれば、JMPRで毒性懸念無しとした成分を日本国が独自に暴露評価対象或いは規制対象に位置付けることは、全く適切と考える。

しかしながら、国際的な評価機関が毒性懸念は無いと判断した成分について、科学的根拠に基づいた議論をせず暴露評価対象に位置付ける行為は不適切としか言いようがない。科学的根拠によらず『より安全側に立って』措置を講ずることは、科学に基づくリスク評価・リスク管理を根底から覆す行為である。（規制対象に含めていないことをもって、その適切性を主張することは、話のすり替えである。）今回のパブリックコメントの募集はMRL設定に対するものであるので、以下のいずれかを求める。

1. JMPRの評価を尊重し、今回のMRL設定における暴露評価対象から二量体を除外する。
2. 二量体を暴露評価対象としていないJMPRの評価が不適切であることを、科学的根拠に基づいて議論し示すこと。加えて、この先（機会があるなら）、食安委

	<p>による食品健康影響評価がなされる際に、二量体を暴露評価対象としていることの是非について議論がなされることを求める。</p>	
<p>3</p>	<p><b>【意見3】</b></p> <p>何故、フェナザキンの多くを緩和するのか理由を示すべきではないだろうか？</p> <p>何故、フランスで禁止されてる薬剤を緩和するのか理由を示してほしい。</p>	<p><b>【回答3】</b></p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p> <p>また、本剤は日本での使用が認められていませんが、今回の残留基準の改正は、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（最終改正令和元年10月30日付け生食発1030第1号））に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、残留基準の設定を行ったものであり、日本における適用作物でなくとも輸入される可能性のある食品については、国際基準や海外における作物残留試験結果等を参考に設定しています。このように設定した残留基準についても、長期及び短期暴露評価を行い、安全性を確認しています。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000562333.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000562333.pdf</a></p> <p>なお、残留基準の設定に関する審議過程の資料については、【回答1】を御覧ください。</p>

プロフラニリドに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>プロフラニリドについて、「ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雄で精巣間細胞腫、雌で子宮内膜腺癌及び卵巣の生殖索間質由来腫瘍（黄体腫、莢膜細胞腫、顆粒膜細胞腫及び生殖索間葉腫瘍）の合計の発生頻度増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。」としているが、これほどの頻度増加が認められたなら、リスク回避の観点から、残留は一切禁止すべきではないか？</p>	<p>【回答1】</p> <p>内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価において、ラットの発がん性試験の結果も評価し、ヒトと動物の種差や個体差も考慮した上で、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、許容一日摂取量（ADI）が設定されていると承知しています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。  <a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20190220026">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20190220026</a></p> <p>また、残留基準の設定に当たっては、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和についてADIの80%の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>

全般に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>基準引き上げに反対。子どもたちの小さな体にこれ以上農薬を入れないでほしい。</p>	<p>【回答1】</p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p>
2	<p>【意見2】</p> <p>基準値を引き下げる品目については賛成だが、引き上げるものは考え直していただきたい。これからの未来を生きていく子どもたちに安心安全な食べ物を食べてほしいし、それを自分で判断し、自分で選択して生きていけるようにしてほしい。ご検討よろしく願います。</p>	<p>【回答2】</p> <p>農薬の残留基準の設定については、【回答1】を御覧ください。</p>
3	<p>【意見3】</p> <p>農薬の基準上げないでほしい！健康被害がでる。</p>	<p>【回答3】</p> <p>農薬の残留基準の設定については、【回答1】を御覧ください。</p>
4	<p>【意見4】</p> <p>残留農薬の基準値を上げる必要がない。</p> <p>農薬による人体への影響が長年の蓄積によってどう現れるかは、悪影響しかない。どうか、基準値を下げていけるようお願いしたい。未来の日本を守れるのは食べるものから、よろしく願います。</p>	<p>【回答4】</p> <p>農薬の残留基準の設定については、【回答1】を御覧ください。</p>
5	<p>【意見5】</p> <p>世界一の添加物、農薬大国の日本で、これ以上残留基準変えて病気やアレルギーになる要因を作らないでほしい。未来ある子供に食べさせられない食べ物ばかり作らないでほしい。金もうけのための命じゃない。これ以上病気になるようなものを増やさないでほしい。</p>	<p>【回答5】</p> <p>農薬の残留基準の設定については、【回答1】を御覧ください。</p>
6	<p>【意見6】</p> <p>農薬の残留基準値を上げるのは反対。農薬や添加物が他国に比べ規制が緩い。国民の健康を考えたら、農薬や添加物を減らす事に努力している農家さんに支援の強化をしてほしい。</p>	<p>【回答6】</p> <p>農薬の残留基準の設定については、【回答1】を御覧ください。</p> <p>食品中の農薬の残留基準値は、農薬を定められた</p>

		<p>使用方法で使用した際の残留濃度等に基づき設定しており、これは国際的にも共通の考え方です。各国において、農薬の使用の可否や使用方法が、その国の気候、病害虫の発生状況や栽培実態を踏まえてそれぞれで定められていることから、それを基に定められる残留基準値も異なります。また、同じ食品であっても、日本と海外で検査部位が異なる（例：玄米と粳米）ことにより、残留基準値が異なる場合もあります。そのため、日本と海外の基準値のどちらが緩いか厳しいかを一概に言うことはできません。</p> <p>なお、今般の意見募集は農薬等の残留基準に関するものであり、食品添加物や農業支援等については意見募集の対象外です。</p>
7	<p><b>【意見7】</b></p> <p>日本の農薬使用量は世界1位、2位を争う使用量で、食品添加物も欧米諸国の何十倍も使用許可されているなど国民の健康を第一に考えているとは思えない。欧米諸国では癌患者が年々減ってきている。昔に比べ医療が発達していて栄養状態も良くなってきているのに、昨今の日本は癌患者が増加しつづけている。農薬や身体に害のある食品添加物は発癌性のあるものも分かっているのに、何故規制を厳しくしないのだろうか？医療費が足りない、足りないと言うなら、根本的な所つまり身体を作る食をもっと見直すべきでは？現状でも農薬使用量、食品添加物の認可数も多すぎるのにこれ以上の規制緩和には反対。大企業第一ではなく、国民の健康をもっと考えて頂きたい。</p>	<p><b>【回答7】</b></p> <p>農薬の残留基準の設定については、【回答1】を御覧ください。</p> <p>国内の農薬の登録については、農薬取締法を所管する農林水産省により、農業者への健康影響、水質や水生生物などへの影響、周辺農作物や有用生物への影響、農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康への影響、病害虫防除の効果など、安全性、有効性等が考慮され、使用が認められているものと承知しています。</p> <p>なお、今般の意見募集は農薬等の残留基準に関するものであり、食品添加物については意見募集の対象外です。</p>
8	<p><b>【意見8】</b></p> <p>食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について意見する。そもそも体に入れて害が及ぶ様な農薬の残留基準を規制するのではなく緩和とは？体に害が及ばないとでも思っているのだろうか？食品添加物農薬残留基準世界一。これからは緩和ではなく規制していかなければならないと思う。なので反対する。</p>	<p><b>【回答8】</b></p> <p>農薬の残留基準の設定については、【回答1】を御覧ください。</p>
9	<p><b>【意見9】</b></p> <p>基準を緩めないでほしい！海外では、厳しく基準を設</p>	<p><b>【回答9】</b></p> <p>農薬の残留基準の設定については【回答1】、諸外</p>

	<p>けオーガニック中心で国も推進している。食べ物で身体は、作られているし日本の癌、発達障害など子供たちのアレルギーなど病気も減るところか増える一方農薬、添加物の基準を更に緩めては更に残留農薬の心配も絶えない！これ以上基準を緩めないでほしい！</p>	<p>国における残留農薬規制については【回答6】を御覧ください。</p> <p>なお、今般の意見募集は農薬等の残留基準に関するものであり、食品添加物については意見募集の対象外です。</p>
10	<p>【意見10】 承認農薬成分数約600種、添加物約830種、遺伝子組換え食品系400種、遺伝子組換え飼料100種、抗生物質、ホルモン剤、ゲノム編集成分など、全部合わせれば驚くべき数字。少しでも減らしてほしいのに、また基準緩和か？やめていただきたい。</p>	<p>【回答10】 農薬の残留基準の設定については、【回答1】を御覧ください。</p>
11	<p>【意見11】 規制を緩和するものについて一切賛成できない。規制を緩和するものと厳しくするものとを一律に改正することで、消費者である国民へ分かりづらくしているという意図が考察できる。農薬は猛毒。政府としては無農薬無化学肥料の農業を推進していくべきだと思う。</p>	<p>【回答11】 農薬の残留基準の設定については、【回答1】を御覧ください。</p> <p>なお、今般の意見募集は農薬等の残留基準に関するものであり、農業政策については意見募集の対象外です。</p>
12	<p>【意見12】 承認農薬成分数約600種、添加物約830種、遺伝子組換え食品系400種、遺伝子組換え飼料100種、抗生物質、ホルモン剤、ゲノム編集成分など、全部合わせれば驚くべき数字。にも関わらず、審査の段階では単品の成分で影響を確認するにとどまっている。複合効果を検証しろと意見を出しても「複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えている。FAO/WHOでは、 JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）や JECFA において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。」という「先送り」状態。「リスク判定方法が確立されていないから、確立されるまで待つ」のではなく、「確立されていないからこそ、確立されるまで一律禁止」にすべきではないか？つまり、複合影響の検証方法が確立されるまで、新規の承認を停止、残留基準は</p>	<p>【回答12】 複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p> <p>FAO/WHOでは、 JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）や JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>安全係数については、内閣府食品安全委員会における許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARFD）の設定では、各種毒性試験で得られた無毒性量から、ヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差（人種、健康状態、生活状況、年齢等）を考慮して安全係数100を除いて決めているものと承知しています。</p>



	<p>ゼロとするか、既存の基準値の安全係数を 600（承認農薬の成分数）に設定して基準を見直すべき。</p> <p>一部の農薬にて、EDI/ADI の数字が 20 以上のものが散見されるが、安全を見越して、20 以上のものは、残留基準をより厳しくすべきではないか？</p>	<p>長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について許容一日摂取量(ADI)の80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。</p> <p>理論最大一日摂取量（TMDI）方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会（当時）の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量(EDI)方式により暴露評価を行い、許容一日摂取量(ADI)の80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については、以下を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html">http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html</a></p> <p>農薬の残留基準の設定については、【回答1】を御覧ください。</p>
13	<p><b>【意見13】</b></p> <p>添加物によって、食べ物を長くもたせることができるという技術はとても素晴らしいものだと思う。</p> <p>世界的に見ても、添加物や農薬、化学調味料の使用基準が緩く、とても多い日本と言うのはご存知だとも思う。医療にかかる人が多かったり、世界的に見ても癌が多いのは、なぜだろうか？花粉症もここまで多い国民はいないのではないだろうか？(環境の違いというものもあるとおもうが)農薬や、添加物一つ一つの毒性は低くても、複合毒性について調べられているのだろうか？政府機関のみなさんが、国民の健康を守ること</p>	<p><b>【回答13】</b></p> <p>農薬の残留基準の設定については【回答1】、複数の化合物への暴露等については【回答12】を御覧ください。</p> <p>なお、今般の意見募集は農薬等の残留基準に関するものであり、食品添加物については意見募集の対象外です。</p>

	<p>を第一に考えていただくことを願っている。 減らす事には賛成するが、増やす事には反対。 よろしく願います。</p>	
14	<p>【意見 14】 農薬を多く使うことで多くの生物が犠牲になる。 大きく影響を受けているのはミツバチ。ミツバチがいなくなると植物や野菜はできなくなる。 そうなる私たちの食べものがなくなる。そして農薬残留基準が上がることで身体に悪影響が出ると思う。 スーパーに売られている野菜や植物は農薬がどのくらい使われていてどのくらい残留されているか目に見えない。ミツバチや他の生物、人体の身体の影響のことも考えて農薬残留基準を改定しないでほしい。 よろしく願います。</p>	<p>【回答14】 ミツバチなどの有用生物や周辺の農作物への影響等については、農林水産省が農薬登録の際に考慮しているものと承知しています。  農薬の残留基準の設定については、【回答 1】を御覧ください。</p>
15	<p>【意見 15】 基準の緩和には反対。農薬の影響が人体や環境に良いと思わない。基準値を緩めることをしないでほしい。</p>	<p>【回答15】 農薬の残留基準の設定については、【回答 1】を御覧ください。  農薬の環境中への暴露については、農林水産省及び環境省が定める省令等に基づき、適正に農薬の使用がなされ、安全性が確保されているものと承知しています。</p>
16	<p>【意見 16】 日本の農薬基準は緩和しすぎ。他国では禁止なものも使用可能になっており、生態系にも悪影響を及ぼしており、アレルギー疾患も増加している原因の一つでもありオーガニック、自然農法など国が切り替えてほしい。</p>	<p>【回答16】 農薬の残留基準の設定については【回答 1】、農薬の使用については【回答 7】、生態系に関する影響等については【回答 15】を御覧ください。  なお、今般の意見募集は農薬等の残留基準に関するものであり、農業政策については意見募集の対象外です。</p>
17	<p>【意見 17】 農薬の基準をできる限り減らすことを希望する。 海外では使用禁止になっているものは危険性があるから禁止されているはずである。除草剤や神経系の殺虫剤では、人体にも劇薬であると認識している。 安心安全な食品をどの生産者からも購入できる日本にしてほしい。</p>	<p>【回答17】 農薬の残留基準の設定については【回答 1】、農薬の使用等については【回答 7】を御覧ください。</p>
18	<p>【意見 18】</p>	<p>【回答18】</p>

	<p>まず、農薬を緩めると言うより、農薬を使わないようにする方法をどんどん広めて欲しい。必ず、農薬など化学品により地球の環境悪化が深刻になりすでに出ているがこれからも私たちがした事は必ず返ってくる!!見直しよろしく願います!!</p>	<p>農薬の残留基準の設定については【回答1】、農薬の環境影響等については【回答15】を御覧ください。</p> <p>なお、今般の意見募集は農薬等の残留基準に関するものであり、農業政策については意見募集の対象外です。</p>
19	<p><b>【意見19】</b></p> <p>人それぞれ身体が違う。添加物や農薬に反応する人しない人。少しでも何がどのように使われているか明記をしてあげて、要らぬ反応を回避できるチャンスを奪うことはやめていただけないかと思う。分かりやすくハッキリ明記してほしい。大事な命を守るためだと思わないか？反対する。</p>	<p><b>【回答19】</b></p> <p>今般の意見募集は農薬等の残留基準に関するものであり、食品表示については意見募集の対象外です。</p>